

表彰及び懲戒に関する規程

表彰および懲戒

(表 彰)

第1条 従業員が、次の各号の一に該当するときは、審査の上、表彰する。

- ① 業務に誠実で、他の模範となる時
- ② 業務能率が、他の従業員に比べ著しく優れている時
- ③ 業務上有益なことを発見し、または工夫、考案した時
- ④ 盗難もしくは災害を未然に防ぎ、または非常の際に特に功労があった時
- ⑤ 業務に関する講習または競技会に出場して、その成績が優秀である時
- ⑥ 社会的功績があり、かつ、それが会社および従業員の名誉となる時
- ⑦ 永年にわたって誠実に勤務し、かつ業務成績優秀で他の模範となる時
- ⑧ 自動車運転者が____年以上無事故で勤務した時
- ⑨ 前各号に準ずる功績または善行があると認められる時

(表彰の方法)

第2条 表彰は、賞状を授与するほか、副賞として商品または賞金を授与し、あるいは特別昇給を行う。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- ① 譴 責 始末書を取り将来を戒める。
- ② 減 給 1回の額が平均賃金の1日分の半額、総額が賃金支払期における賃金の総額の10分の1の範囲内において減給する。
- ③ 出勤停止 7日以内の出勤停止を命じ、その間の賃金は支払わない。
- ④ 降 格 職務の階級を引き下げる。
- ⑤ 懲戒解雇 退職金の一部または全部を支払わないで解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告期間を設けず即時解雇とする。

(譴責、減給、出勤停止、降格)

第4条 従業員が次の各号の一に該当するときは、情状により譴責、減給、出勤停止または降格に処する。

- ① 正当な理由なく、しばしば遅刻、早退を繰り返す、または無断欠勤した時
- ② 第7条の規定による届出を偽った時
- ③ 許可なしに会社の物品を持ち出し、または持ち出そうとした時
- ④ 素行不良で事業所の秩序または風紀を乱した時

- ⑤ 酒気を帯びて勤務したとき
- ⑥ 上司の命令に反抗して、職場秩序を乱したとき
- ⑦ 故意または重大な過失により、会社の信用を失墜させたとき
- ⑧ 故意または重大な過失により、交通事故を起こすなどして、会社に損害を与えたとき
- ⑨ 災害防止に関する措置または安全衛生に関する規制もしくは指示に違反したとき
- ⑩ 業務上の怠慢または監督不行き届きにより、火災、傷害その他重大な事故を発生させたとき
- ⑪ 不正、不義の行為をして、著しく会社の信用を傷つけたとき
- ⑫ 本規則にしばしば違反するとき
- ⑬ その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき

(懲戒解雇)

第5条 従業員が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇する。ただし情状により、前条の規定による処分にとどめ、または、諭旨解雇とすることがある。

- ① 正当な事由なしに、無断欠勤が14日に及んだとき
- ② 重要な経歴を偽り、その他不正な手段により雇い入れられたとき
- ③ 他人に対して暴行、脅迫を加え、または会社の業務を妨げたとき
- ④ 事業の重大な秘密を社外に洩らし、または洩らそうとしたとき
- ⑤ 職務に関し、不正に金品その他を受け取り、または与えたとき
- ⑥ 数回にわたり前条の規定による懲戒を受けたにもかかわらず、なお改悛の見込みがないとき
- ⑦ 業務に関し、会社をあざむき、故意または重大な過失により会社に損害を与え、あるいは会社の名誉、信用を著しく傷つけたとき
- ⑧ その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき